

特殊営業に係る汚水量認定事務取扱基準

1 設置目的

この取扱基準は、立川市下水道条例（昭和 35 年立川市条例第 15 号、以下「条例」という。）第 13 条の 2 で定める「特殊営業に係る汚水量の認定等」及び立川市下水道条例施行規則（昭和 35 年立川市規則第 8 号、以下「規則」という。）第 29 条で定める「減水量の申告」において、使用水量と汚水量とが著しく異なる使用者の汚水量を認定する事務について必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 減水量 … 公共下水道に排出されない水量
- (2) 減量 … 水道水、井戸水などの使用水量から減水量を差し引くこと
- (3) 減量認定 … 使用水量と汚水量とが著しく異なる使用者の汚水量を、減量して認定すること

3 減量認定の対象

減量認定の対象となる使用者は、営業活動に伴い使用する水量と公共下水道に排除する汚水の量が著しく異なり、減水量を明確かつ合理的根拠をもって証明し、その汚水量を申告することができるものとする。

なお、初めて汚水量を申告し認定を受けようとする使用者は、規則第 29 条第 1 項に規定する「減量査定依頼書」（第 18 号様式の 2）により営業に伴い使用する水量のうち減水量を明らかにする書類を市に提出し査定を受け、減量の対象として認定されることを必要とする。

4 減量査定の審査基準

別表「減量査定審査基準」のとおりとする。

5 減量査定の決定

市は、使用者により提出された「減量査定依頼書」を受理した後「減量査定審査基準」に基づいて査定を行い、「減量査定決定通知書」（第 18 号様式の 3、以下「決定通知書」という。）及び「下水道使用水量 減量認定事務取扱 確認書」（別紙 1、以下「確認書」という。）により使用者に通知する。

6 減量認定の適用期限

減量認定の適用期限は、「減量査定決定通知書」において決定された減量適用開始日から 5 年とする。引き続き認定を受けようとする使用者は、減量認定適用期限満了の 1 か月前までに、「減量査定依頼書」を市に提出し、再度査定を受けるものとする。

7 減量認定事由の変更

「減量査定依頼書」により減水量を明らかにするために提出された書類の内容や、「決定通知書」及び「確認書」において認定された「減水量算出基礎」に変更が生じたとき、又は減量事由が消滅したときは、使用者は規則第 29 条第 4 項に規定する「減量認定事由変更届」（第 18 号様式の 4）により届け出るものとする。

附 則

この基準は、平成 23 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。